資 料 提 供
令 和 元 年 6 月 24 日
課名:産業廃棄物対策課
担当:重野
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1　概要

産業廃棄物処理業者である山陽建設株式会社に対し，廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 14 条の３の２の規定により，産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県東部厚生環境事務所）

2　被処分者及び行政処分の内容

事　業　者 （ 住 所 ）	山陽建設株式会社（さんようけんせつ）　代表取締役　深山（みやま）　隆一（りゅういち） （広島県三原市宮沖一丁目 13 番７号）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許 可 番 号：第 03406148868 号 許可年月日：平成 26 年５月 15 日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和元年６月 24 日
処 分 理 由	同社は，海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に違反したことにより，尾道簡易裁判所において，平成 30 年 12 月４日に罰金刑が確定し，同日，刑の執行が終了した。 このことは，法第 14 条の３の２第１項第４号の規定に該当するものとして，法第 14 条第５項第２号イに該当する者のうち，法第７条第５項第４号ハに規定する者に該当するため。